

「外為オプション取引約款」新旧対照表

平成25年4月22日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>2.本約款において、「本取引」とは、金融商品取引法第2条第22項第4号に規定される店頭デリバティブ取引のうち、ヨーロッパタイプのバイナリオプション取引をいいます。</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>2.本約款において、「本取引」とは、金融商品取引法第2条第22項第3号に規定される店頭デリバティブ取引のうち、ヨーロッパタイプのバイナリオプション取引をいいます。</p>